

平成30年度第2回鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査報告書

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会規則第2条第2項に基づき、監査委員会を実施いたしましたので、その結果を以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

医療法施行規則第9条の23に準じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、管理者等から説明聴取及び資料閲覧により監査を実施しました。

実施日時：平成31年3月20日（水）10時00分～12時00分

実施場所：鳥取大学医学部附属病院

出席者：原田病院長、井上副病院長（医療安全管理責任者）

齋藤医療安全管理部副部長、江原医師 GRM、椎木薬剤師 GRM、大東看護師 GRM、
宮田事務部長、徳長医事課長、看護師1名、医事課職員3名

2. 監査の結果

(1) 医療安全管理部門の活動状況報告について

医療安全に係る各種の委員会とそれらに関連したワーキンググループの開催状況、活動状況等を口頭、議事要旨等により確認しました。各委員会が機能的に役割を果たしていると考えます。また、RRSの活動は新しい取り組みであることから、今後充実していただきたいと考えます。

(2) アレルギーが問題となったインシデントについて

直近3年間のアレルギーに関するインシデントについて説明を受けました。詳細な分析をされていて、それに基づいて対策も立てているようですので、今後も引き続き対応をお願いしたいと考えます。

(3) 大学間相互チェック・ピアレビューについて

放射線画像見落としに関する病院での対応について、また、造影剤の投与に関する指針を作成していることについて説明を受けました。近々病院情報システムの更新があるので、システムで確認する等見落としが減少するよう対応をお願いしたいと考えます。また、造影剤投与に関して取り決めを示すことは意義のあることであると考えます。

(4) 薬剤アレルギー対策としての電子カルテシステムの実状と改善について

薬剤アレルギーと造影剤アレルギーの対策について説明を受けました。薬剤に関してはフリー入力したのもも表示されること、同系統の薬剤でもオーダーに制限がかかること、アレルギー情報の解除は薬剤師の権限であることは良いことであると考えます。

造影剤については医師のオーダーリングシステムではなく RIS で運用していることから、アレルギー登録の造影剤のオーダー発行をシステムとして防止する体制に

なっていないことから、今後造影剤のオーダーリングシステムへの変更を検討することが望ましいと考えます。

(5) 食物アレルギーについて

直近の食物アレルギーに関するインシデントレポートについて説明を受けました。食物アレルギーは、情報伝達が難しいところがあるので、確実に確認をしていただきたいと考えます。

3. 総括

今回は、前回の監査以降の鳥取大学医学部附属病院の医療安全管理体制における業務状況とアレルギーへの対応について病院長等に報告を求め、その状況を確認しました。

画像見落としについては、病院情報システム等で検討していることは良いことではあるが、人的な間違いをゼロにすることはできないことから、今後もチェックをしていただきたいと考えます。また、アレルギーについては、システムでの対応が難しいこと、また、職員が確認しても見落とし等があり得ることから対応が難しいが、慎重に対処していただきたいと考えます。

アレルギーは情報共有が難しいことから、患者自身はどのアレルギーを持っているか把握して、病院も患者が持っているそれらの情報を確認する等、患者と病院の間でコミュニケーションを密にすることで、アレルギーに関する問題が減少することを期待しています。

令和元年5月31日

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会

委員長 中岡 明久

委員 中村 寿夫

委員 前田 純子